

2024年2月29日

一般社団法人 日本劇作家協会 法務部担当理事 平田オリザ様
劇団劇作家 代表 有吉朝子様

劇団ムジカフォンテ 代表 知久晴美

第9回豊島区ミュージカル用書下ろし戯曲扱い等についての謝罪

拝啓

私、知久晴美は、2024年3月23日、24日開催予定公演に向けて、劇作家、池田恵さんの許可を頂く前に勝手にタイトル変更と脚色を進め、著作者の池田恵さんを傷つけてしまいました。今回の要望書を受け取らせて頂き、私の無知と意識レベルの低さ、不甲斐なさで、2019年から現在に至るまで著作権法に反する行為を行ってしまっていたこと反省しここに謝罪致します。

2019年に豊島区ミュージカル「トキワ荘のユメ・未来へ」の脚本執筆を依頼し公演を行いました。その後イベントでの再演を行うにあたり、勝手に脚色し公演致しました。私としては、共に作品創りを行った際に、少なからずではありますが脚本料をお支払いさせて頂き、当劇団の作品となったと思い込んでおりました。しかしこれは著作権法第20条1項（著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらを変更、切除その他の改変を受けないものとする）に反すると理解しました。

また、今回の豊島区ミュージカル「IKEBUKURO EASTSIDE STORY」においても同じように勝手にタイトル変更と脚色を行い、事前の許可なく公表しようとしていました。こちらも著作権法第20条1項とあわせて著作権法第18条1項（著作物でまだ公表されていないものを著作者の同意をえずに公表する権利）にも反していると理解致しました。

これまでの第6弾から第8弾までの豊島区ミュージカル作品制作においても、著作者のご理解の元、共に作品の内容と出演者の状況を考え、協力して創ってきたと信じておりましたが、今回の事を受けてこれも著作権法第20条1項に反し、細かな部分に至るまですべての台詞等を、劇作家の思いや意図を随時確認すべきだったと反省しております。

今回の要望書を受け取らせて頂き、「公表権」を調べ、著作権法18条1項と第20条1項を確認致しました。

2019年から現在に至るまで、著作者に多大なる侵害を与えてしまったことは、本当に申し訳なく思い反省致しております。今後は二度とこのようなご迷惑をおかけすることのないよう、気持ちを引き締めてゆく所存でございます。また、著作者が劇団ムジカフォンテに書き下ろした全作品及び全上演権（配信も含め）如何なる事があっても行わないことを約束致します。何卒ご容赦下さいますようお願い申し上げます。

また、いつも後援名義承認下さっていた豊島区に関してもこのようなかたちでご迷惑をお掛けしました事を合わせて謝罪致します。

改めまして今回の事で、日本劇作家協会ならびに劇団劇作家の皆様にもご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

敬具